

芝山町民生委員児童委員協議会規約

(名 称)

第1条 本会は、芝山町民生委員児童委員協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 協議会の事務所は、福祉保健課内に置く。

(目 的)

第3条 協議会は、民生委員法第24条に定める任務の遂行と円満な運営を図ることを目的とする。

(構 成)

第4条 協議会は、芝山町民生委員児童委員・主任児童委員（以下「委員」という。）をもって構成する。

(役員及び任期)

第5条 協議会に次の役員を置く。

会長 1名 副会長 2名 会計 2名 監事 2名

2 役員任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。また、役員に欠員が生じた場合の補欠の役員は、前任者の残任期間とする。

(役員を選任)

第6条 会長・副会長・監事は、委員の互選による。

2 会計は、会長が協議会の同意を得て、これを委嘱する。

(役員職務)

第7条 会長は、協議会を代表し、会議を招集する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代理する。

3 監事は、会計を監査し、協議会に報告する。

4 会計は、会長の指示により協議会の会計を司る。

(部 会)

第8条 協議会に部会を置くことができる。部会の規定は、別に定める。

(会 議)

第9条 会議は、毎月1回開催する。ただし必要があるときは、臨時

に開催することができる。

- 2 会議の議長は、会長又は、会長の指名する者とする。
- 3 会議は、原則として全員出席するものとする。
- 4 会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(会計年度及び経費)

第10条 協議会の会計年度は、毎年4月1日より始まり、翌年3月31日に終わる。

- 2 協議会の経費は、会費・補助金・寄付金等をもってこれにあてる。

(規約の変更)

第11条 規約の変更は、会議において出席者の3分の2以上の同意を得なければならない。

附 則

この規約は、平成 7年4月 1日から施行する。

この規約は、平成11年4月 1日から施行する。

この規約は、平成12年8月 7日から施行する。

この規約は、平成27年4月22日から施行する。